平成２３年（フ）第２３３号
栃木県宇都宮市鶴田町3260番地
債務者　稲見　道仁
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４号
島根県浜田市長浜町1326番地４　１
債務者　大野千枝子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月27日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第９４９号
岡山市南区福富西２丁目11番１号　203号
債務者　岡内　正志（旧姓出水）
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０３号
岡山県倉敷市児島柳田町456番地51
債務者　三宅　智敬
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３０号
岡山市北区七日市西町３番43号
債務者　小林　陽子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０４号
岡山市北区出石町１丁目２番５号、住民票上の住所岡山県玉野市八浜町大崎437番地１
債務者　掛谷　勝次
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４８号
横浜市都筑区北山田２丁目４番29―405号
債務者　山田　光明
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９５７号
横浜市神奈川区神奈川１丁目８番地５
債務者　山口よう子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０６号
東京都八王子市上柚木２丁目７番地４リバーサイド朝日403号
債務者　岡　　智子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４０５号
東京都東村山市青葉町１丁目29番地43
債務者　秋元　三也
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４０６号
東京都東村山市青葉町１丁目29番地43
債務者　秋元壽満子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４５２号
東京都東村山市萩山町４丁目12番地２
債務者　櫻井　　定
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７１号
静岡県浜松市中区葵西１丁目４番39号サンヒルズ２―102号
債務者　近藤　治彦
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
北海道河東郡士幌町字士幌幹線155番地33
債務者　野村　聡美
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原136番地
債務者　野原　俊秀
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第８２号
沖縄県沖縄市知花５丁目13番７号　平良得芳方２Ｆ
債務者　遠藤　康夫
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部